

# 平成13年度土壤汚染調査・対策事例及び対応状況に関する調査結果の概要

## ．調査の目的

環境省では、平成3年8月に「土壤の汚染に係る環境基準」（平成3年環境庁告示第46号。以下「土壤環境基準」という。）を設定するとともに、土壤・地下水汚染に係る一般的な調査・対策の技術的手法を指針として段階的にとりまとめ、都道府県等を通じて土壤環境基準の適合状況の調査、汚染土壤対策の実施等の指導を行ってきたところであり、平成11年1月には、新たな知見等を踏まえそれまでの指針を全面的に改定し、「土壤・地下水汚染に係る調査・対策指針」（平成11年1月29日付け環水企第29号・環水土第11号環境庁水質保全局長通知。以下「調査・対策指針」という。）を策定して都道府県等に示している。

本調査は、全国の土壤汚染及び土壤に係る環境問題について、調査・対策事例の実態及び地方公共団体における対応状況を把握し、土壤汚染対策の推進に資することを目的として、昭和62年度から継続的に実施してきたものであり、今般実施した調査は平成12年度調査の構成及び内容を一部改定したものである。

なお、本調査の対象は、平成14年3月31日現在の土壤汚染調査・対策事例であり、調査時点においては「調査・対策指針」を踏まえ行政指導により対応が図られた事例であることに注意されたい。

また、土壤中のダイオキシン類の測定に係る事例、及び農用地の土壤の汚染防止等に関する法律に基づく農用地土壤汚染事例は、対象としていない。

## ．調査方法等

### 1．調査対象団体

全国47都道府県及び水質汚濁防止法第28条第1項の政令で定める96の市（本結果概要において「都道府県等」という。）を対象とし、平成14年3月31日現在における「1．土壤汚染調査・対策事例」及び平成14年9月1日現在における「2．都道府県等における対応状況」について、アンケート調査により報告を求めた。

### 2．対象事例

都道府県等が把握している次に掲げる事例で、昭和50年4月1日から平成14年3月31日までに判明したものを対象とした。

- ア．土壤環境基準のうち、検液中濃度に係る項目（以下「溶出基準項目」という。）に適合しないことが判明した事例
- イ．調査・対策指針（改訂前のものを含む。）を参考にして、土壤の調査若しくは対策の実施について指導、助言、協力の要請等を行った、あるいは行うことを予定している地域（土壤環境基準に適合しているもの及び対象物質以外の物質も含む。また、自治体が自ら実施したものを含む。）
- ウ．自治体の制定した条例、要綱等に基づき、土壤の調査又は対策を実施し、若しくは指導した事例
- エ．土壤の汚染が問題となった訴訟に係る事例
- オ．土壤の汚染が問題となって新聞等に報道された、又は地方議会で取り上げられた事例
- カ．地下水汚染がある等により土壤汚染のおそれがある事例

なお、平成13年3月31日以前に判明した事例については、一部、平成12年度調査結果（以下「昨年度結果」という。）を活用した。

### 3. 用語の定義

本結果概要で用いる用語の定義は、以下のとおりである。

溶出基準項目	土壤環境基準のうち、検液中濃度に係る項目をいう。
その他物質	溶出基準項目以外の物質(土壤環境基準対象外の物質を含む)をいう。
総事例	本調査で対象とした全ての事例をいう。2.の工及びオに示したように土壤の調査測定を行っていない事例を含む。
調査事例	総事例のうち、溶出基準項目又はその他物質の土壤中の濃度について、何らかの測定を行った事例(土壤環境基準設定以前のもの、調査測定を行ったが環境基準に適合しているもの、含有量について測定したもの、簡易調査法により測定したものを含む。)をいう。
超過事例	調査事例のうち、土壤環境基準が設定された後に、公定法( )による測定の結果、土壤環境基準に適合しない事が判明した事例(平成6年及び13年の土壤環境基準の改正により追加された物質については、同改正以降に基準に適合しないことが判明したもの。)をいう。 公定法とは、平成3年環境庁告示第46号別表の測定方法の欄に掲げる方法をいう。
重金属等	溶出基準項目のうち、カドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン、ふっ素及びほう素をいう。
VOC	Volatile Organic Compounds:「揮発性有機化合物」の略称。溶出基準項目のうち、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2ジクロロエタン、1,1ジクロロエチレン、シス1,2ジクロロエチレン、1,1,1トリクロロエタン、1,1,2トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン及び1,3-ジクロロプロペンをいう。
複合汚染事例	重金属等について環境基準を超過しており、かつ、VOCについても環境基準を超過している汚染事例をいう。
地下水汚染契機型	都道府県等が地域において実施した調査により地下水汚染が判明した場合において、当該都道府県等がこれを契機として原因の究明のための調査及び対策を実施し、又は事業者、土地所有者(以下「事業者等」という。)に対し調査及び対策の指導等を行う場合をいう。
現状把握型	地方公共団体又は国が管理する土地の管理者(以下「公有地等管理者」という。)が、土壤・地下水汚染が判明していない土地の調査を行う場合又は都道府県等が機会をとらえて事業者等に対し土壤・地下水汚染の有無が判明していない土地の調査について指導等を行うよう努め、事業者等が調査を実施する場合をいう。
汚染発見型	公有地等管理者又は事業者等が土壤・地下水汚染を発見し、調査及び対策を実施しようとする場合をいう。

(参考)「総事例」、「調査事例」、「超過事例」の関係

